

## 議 事 日 程 ( 第 3 号 )

令和元年9月13日(金曜日) 午後4時04分 開議(本会議)

### 日程第 1 ※補正予算審査特別委員会

議第53号 令和元年度遊佐町一般会計補正予算(第3号)

議第54号 令和元年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議第55号 令和元年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議第56号 令和元年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議第57号 令和元年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第1号)

議第58号 令和元年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

※事件案件の審議及び採決

日程第 2 議第69号 平成30年度遊佐町水道事業会計剰余金の処分について

日程第 3 議第70号 町道路線の認定について

日程第 4 議第71号 令和元年度橋梁長寿命化修繕計画事業(大規模更新)広畑橋下部工工事請負契約の締結について

日程第 5 議第72号 小型動力ポンプ付積載車の取得について

日程第 6 ※補正予算審査結果報告及び採決

※条例案件

日程第 7 議第60号 遊佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の設定について

日程第 8 議第61号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について

日程第 9 議第62号 遊佐町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議第63号 遊佐町水道給水条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議第64号 遊佐町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議第65号 遊佐町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議第66号 遊佐町西浜コテージ村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議第67号 遊佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議第68号 遊佐町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※一般議案

日程第16 議第59号 平成30年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定について

認第 1号 平成30年度遊佐町一般会計歳入歳出決算

認第 2号 平成30年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

- 認第 3号 平成30年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算  
 認第 4号 平成30年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算  
 認第 5号 平成30年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算  
 認第 6号 平成30年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算  
 認第 7号 平成30年度遊佐町水道事業会計決算

日程第17 ※決算審査特別委員会の設置について

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

☆

出欠席議員氏名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番	本	間	知	広	君	2番	那	須	正	幸	君	
3番	佐	藤	俊	太	郎	君	4番	佐	藤	光	保	君
5番	齋	藤		武	君	6番	松	永	裕	美	君	
7番	菅	原	和	幸	君	8番	赤	塚	英	一	君	
9番	阿	部	満	吉	君	10番	高	橋	冠	治	君	
11番	斎	藤	弥	志	夫	君	12番	土	門	治	明	君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町	長	時	田	博	機	君	副	町	長	本	宮	茂	樹	君					
総	務	課	長	堀		修	君	企	画	課	長	高	橋	務	君				
産	業	課	長	佐	藤	啓	之	君	地	域	生	活	課	長	畠	中	良	一	君

健康福祉課長	中	川	三	彦	君	町民課長	高	橋	晃	弘	君
会計管理者	佐	藤	光	弥	君	教育長	那	須	栄	一	君
教育委員会	高	橋	善	之	君	農業委員会会長	佐	藤		充	君
教育課長											
選挙管理委員会	土	門		茂	君	代表監査委員	金	野	周	悦	君
委員長職務代理者											

☆

出席した事務局職員

局長 佐藤 廉造      議事係長 東海林 工 里      書記 瀧口 めぐみ

☆

本 会 議

議長（土門治明君） 延会前に引き続き本会議を開きます。

（午後4時04分）

議長（土門治明君） ただいまの議員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としては佐藤正喜選挙管理委員会委員長が所要により欠席のため、土門茂委員長職務代理者が出席、その他全員出席しておりますので、報告します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

次に、事件案件の審議及び採決を行います。

日程第2、議第69号 平成30年度遊佐町水道事業会計剰余金の処分についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第69号 平成30年度遊佐町水道事業会計剰余金の処分についての件を採決いたします。

本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議第70号 町道路線の認定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。  
続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。  
これより議第70号 町道路線の認定についての件を採決いたします。  
本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議第71号 令和元年度橋梁長寿命化修繕計画事業(大規模更新)広畑橋下部工工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。  
続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第71号 令和元年度橋梁長寿命化修繕計画事業(大規模更新)広畑橋下部工工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議第72号 小型動力ポンプ付積載車の取得についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

5番、齋藤武議員。

5番(齋藤 武君) 72号につきまして、確認的に3問の範囲内でお伺いいたします。

ここ3年間ぐらいの消防小型動力ポンプ付積載車あるいは消防ポンプの更新毎年のようにしているわけですが、その入札状況、取得先を見ても、例えばホースのような細かいものの買い足しについては私もわからないのですが、少なくとも入札されたものについてはここ3年間この議案書の記載されている業者が取り扱っているというふうに思われます。もちろん消防装備品の特殊事情というのはあるということは十分承知しているわけですが、ほかの入札に比べれば特定の業者から購入しているのが長年にわたって続いているというのが顕著です。これは実績としてです。当然入札に当たってはさまざまな条件をつけたりということがあるのでしようけれども、この入札に当たって条件をつけないということ

もあるのかもしれませんが、条件をつけているというふうにした場合、どのような条件をつけて入札業者を募っているのか。その前提として記録を見ると毎回3者、4者ぐらいの業者がある中でこの業者が毎回、ここしばらくは取得先になっているという前提ですけれども、その入札の条件があるのかないのか、あるとすればどのようなものなのか、改めて確認したいと思います。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

本件につきましては、8月28日に入札を執行し、落札決定をしております。入札今参加業者については手元に資料ありませんけれども、たしか4者ほどの入札で決定されたというふうに記憶しております。特にこれでなければだめだという条件はつけてございません。過去の入札実績に伴いまして町の指名審査会で指名をさせていただいたということでございます。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 特に条件というのではないということでした。となれば、適切な入札執行によってたまたま復数年にわたって同じ業者が落札しているというふうに考えるしかないわけですけれども、ただだとしても、外形的に見ると、そこら辺はわかりませんので、特に私もそうですし、町民の方もどの業者が幾らの金額で札を入れたということはわかりませんので、となったときにやっぱり外形的に見て、あれっと思うようなことはどうなのかなという気もいたします。それで、その入札を応札している業者3つ、4つあるということでしたけれども、これ間違っていたら訂正願いたいのですが、私の見る限りだと酒田飽海地区の業者に限られているのかなというふうに見えます。例えばの方法ですけれども、これは町が単独でやっているわけです。事務組合で一括して入札しているわけではなくて、あくまで町が単独で入札しているわけですので、例えば鶴岡田川地区の業者も入れて入札をしてみるとか、もちろんいろいろメンテナンスにすぐ来てもらえるかどうかとか、そこら辺は当然見る必要はありますけれども、そうすることによってもう少し選択肢が広がるのではないかとも思えるわけですけれども、そこら辺のお考えはあるやなしや、いかがですか。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

今回の入札につきましては、小型動力ポンプ付積載車ということで特殊車両になってきますので、指名できる業者もある程度限られてくると、これに参加できる業者、どこでもいいわけでありませぬので、この積載車を極端な話製造といいますか、そういったことができる業者に限られてきますので、その範囲で町の指名審査会で指名をさせていただいたということになります。そのこの指名の範囲を酒田飽海だけでなく、鶴岡もしくは県内までというお話については指名審査会のほうに諮りまして、検討をさせていただきたいというふうに思います。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。3回目ですので、まとめてお願いいたします。

5番（齋藤 武君） 今指名審査会に伝えていただけたという話がありました。繰り返すようだけれども、特殊事情、特有の消防ならではの事情があるにしても、やはり毎回毎回同じ業者というのはやはりちょっとどうかと思えなくもないということですので、そういうことも含めて単独で単発で見るとも大事ですけれども、これまでどういう入札経過になっているのかということも指名審査会の中で情報共有

していただいて、より信頼されるというか、納得してもらえそうな入札執行を引き続き望みまして、終わります。答弁は別に結構です。

議長（土門治明君） これにて5番、齋藤武議員の質問を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第72号 小型動力ポンプ付積載者の取得についての件を採決いたします。

本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、補正予算審査の結果報告に入ります。

さきに補正予算審査特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました令和元年度遊佐町一般会計補正予算（第3号）ほか、特別会計補正予算5件について、補正予算審査特別委員会、菅原和幸委員長より審査の結果について報告を求めます。

補正予算審査特別委員会、菅原和幸委員長、登壇願います。

補正予算審査特別委員会委員長（菅原和幸君）

令和元年9月13日

遊佐町議会

議長 土門治明 殿

補正予算審査特別委員会

委員長 菅原和幸

### 審 査 結 果 報 告 書

令和元年9月11日、定例本会議において、本特別委員会に付託された下記事件につき、審査の結果を次の通り報告します。

#### 記

##### 1. 審査を付託された事件

議第53号 令和元年度遊佐町一般会計補正予算（第3号）

議第54号 令和元年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議第55号 令和元年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議第56号 令和元年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議第57号 令和元年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議第58号 令和元年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

## 2. 審査の結果及び意見

令和元年度遊佐町一般会計補正予算ほか5件の特別会計等補正予算について慎重に審査した結果、原案の通り決定すべきであると決した。

## 3. 審査の記録

委員会条例第27条に規定する本特別委員会の記録は、別途整理のうえ提出する。

以上です。

議長（土門治明君） お諮りいたします。

ただいま補正予算審査特別委員会委員長報告のとおり、本案を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手多数です。

よって、議第53号 令和元年度遊佐町一般会計補正予算（第3号）、議第54号 令和元年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議第55号 令和元年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第56号 令和元年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議第57号 令和元年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議第58号 令和元年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、以上6議案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7から日程第16まで、議第60号 遊佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の設定についてほか条例案件8件及び議第59号 平成30年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会議務局長。

局長（佐藤廉造君） 上程議案を朗読。

議長（土門治明君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町長（時田博機君） それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第60号 遊佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の設定について、本案につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について規定を整備するため提案するものであります。

議第61号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について、本案につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、関係する規定を整備するため提案するものであります。

議第62号 遊佐町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、本案につきましては、住民基本台帳法施行令の改正に伴い、住民票、個人番号カード等への旧氏の記載等に関する事項について、関係する規定を整備するため提案するものであります。

議第63号 遊佐町水道給水条例の一部を改正する条例の制定について、本案につきましては、消費税及び地方消費税の税率改正が令和元年10月1日から施行されることに伴い、水道料金等に加算して徴収する

消費税相当額を改正するとともに、水道法の一部改正に伴い指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る手数料の額等を定める必要があるため提案するものであります。

議第64号 遊佐町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、本案につきましては、消費税及び地方消費税の税率改正が令和元年10月1日から施行されることに伴い、下水道使用料に加算して徴収する消費税相当額を改正する必要があるため提案するものであります。

議第65号 遊佐町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、本案につきましては、消費税及び地方消費税の税率改正が令和元年10月1日から施行されることに伴い、道路占用料に加算して徴収する消費税相当額を改正する必要があるため提案するものであります。

議第66号 遊佐町西浜コテージ村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案につきましては、西浜コテージ村及びキャンプ場について、利用実態に即し使用料を改定するため提案するものであります。

議第67号 遊佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案につきましては、子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、教育・保育給付認定保護者の利用者負担額について関係する規定を整備するため提案するものであります。

議第68号 遊佐町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案につきましては、農業委員会等に関する法律の規定に基づき、農地利用最適化推進委員の委嘱について、関係する規定を整備するため、提案するものであります。

議第59号 平成30年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定について、本案につきましては、平成30年度遊佐町一般会計歳入歳出決算ほか各会計決算について、去る6月24日付をもって会計管理者より提出されましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見及び関係書類を添えて議会の認定を得たく提出するものであります。

なお、決算の概要につきましては、一般会計ほか5件については会計管理者より、水道事業会計については、企業出納員より説明をいたさせます。

以上、条例案件9件、平成30年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げました。詳細につきましては、所管の課長をして審議の過程で説明いたさせますので、よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

議長（土門治明君） 条例案件について、所管の課長より補足説明を求めます。

議第60号について、堀総務課長。

総務課長（堀 修君） それでは、私のほうから議第60号 遊佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の設定について説明をさせていただきます。

条例案の概要書を見ていただきたいと思います。まず初めに、条例の設定理由についてでございますけれども、これにつきましては概要書に書いてありますとおり地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員、フルタイム、パート、それから単純な労務に雇用される職員の給与及び費用弁償について規定を整備するために制定するものでございます。

第1条目的についても、概要書に書いてあるとおり地方公務員法の規定に基づき会計年度任用職員の給



与及び費用弁償等を定めることを目的とすることについて規定したものでございます。

第2条給与につきましては、会計年度任用職員のうちパートタイム職員の給与及び手当について規定ということで、パートタイム職員には報酬及び期末手当を支給することを規定しております。

第3条につきましては、会計年度任用職員のうちフルタイム職員の給与及び手当について規定ということで、フルタイム職員には給料、休日勤務手当、通勤手当、時間外勤務手当及び期末手当を支給することを規定しております。

第4条につきましては、会計年度任用職員の給与は一般職の常勤の職員の給与との権衡を、このコウという字が間違っておりますので、訂正をお願いしたいと思います。権衡を考慮して任命権者が別に定めることについて規定しております。給与は予算の範囲内で額、支給方法等は任命権者が別に定めることについて規定するものであります。

第5条につきましては、会計年度任用職員の給与は給与を除くほか、他の給与を支給しないことについて規定しております。他の条例に別段の定めがない限り第2条及び第3条に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しないことについて規定をしております。

第6条費用弁償につきましては、これは概要書に書いてあるとおり会計年度任用職員のうちパートタイム職員について通勤費及び職務のための旅行に係る費用を支給することについて規定したものでございます。

第7条につきましては、前条に規定する費用弁償の額等について一般職の常勤の職員との、ここも権衡のコウという字が間違っておりますので、訂正をお願いいたします。権衡を考慮し、任命権者が別に定めることについて規定したものでございます。

第8条技能労務職員の給与の種類及び基準については、技能労務職員のうち(パートタイム、フルタイム)会計年度任用職員の給与及び手当の種類について規定をしております。技能労務職員のうち、パートタイム、フルタイム、これ両方ありますけれども、会計年度任用職員の給与は給料、休日勤務手当、通勤手当、時間外勤務手当及び期末手当を支給することを規定したものであります。

第9条につきましては、概要書に書いてありますとおり会計年度任用職員の給与は常勤の技能労務職員の給与との、ここもコウという字が間違っておりますので、権衡を考慮して任命権者が別に定めることについて規定したものでございます。

第10条委任についても概要書に書いてあるとおり条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めることについて規定したものでございます。

附則ということで、この条例は令和2年4月1日から施行するという内容になってございます。

説明のほうは以上になります。

議長(土門治明君) 次に、一般会計及び特別会計等の決算の概要について説明を求めます。

初めに、一般会計及び特別会計について、会計管理者より説明を求めます。

佐藤会計管理者。

会計管理者(佐藤光弥君) それでは、私から一般会計ほか5つの特別会計の歳入歳出決算の概要について申し上げます。

初めに、認第1号 平成30年度遊佐町一般会計歳入歳出決算について申し上げます。

平成30年度の歳入決算額は83億2,371万5,311円、歳出決算額は77億9,494万447円となり、歳入歳出差引額は5億2,877万4,864円になったところであります。

以下、1,000円単位で申し上げます。また、1,000円未満の端数は繰り上げや繰り下げの調整をしております。

歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源6,746万7,000円を差し引きした実質収支額は4億6,130万8,000円となり、黒字決算となったところであります。

歳入について申し上げます。歳入は、前年度に比較し4億7,647万3,000円の減で83億2,371万5,000円の決算となりました。

減額になった主な項目は、地方交付税で1億366万7,000円、国庫支出金で6,197万6,000円、寄附金で1億5,250万7,000円、町債で2億970万円、それぞれ減額となっております。一方、増額になったものは、地方消費税交付金で1,788万4,000円、繰入金で1億1,896万3,000円などとなっております。

続いて、歳入の主な項目についてご説明いたします。町税では、前年度決算額に比較し769万3,000円、0.6%減の13億3,279万7,000円となりました。

主な税目では、個人町民税が4億5,926万8,000円で1.8%の減、法人町民税が6,822万2,000円で8.4%の減、町民税全体では前年度決算額の2.7%減で、5億2,749万円となりました。固定資産税は0.9%増の6億8,383万5,000円、軽自動車税5,118万円、たばこ税5,645万1,000円等となっております。

地方消費税交付金は7.9%増の2億4,529万8,000円、また地方交付金は1億366万7,000円の減で32億5,352万5,000円となり、歳入に占める割合は39.1%となりました。

国庫支出金は、4億2,978万4,000円で前年度より6,197万6,000円、12.6%の減、県支出金は6億6,204万7,000円で2,461万7,000円、3.6%の減となりました。寄附金は、2億4,336万3,000円で、前年度に比べ1億5,250万7,000円、38.5%の減となっております。繰入金では、前年度決算額に比較して1億1,896万3,000円の増で5億1,554万8,000円となりました。

町債は、前年度に比較して2億970万円の減で、6億9,790万円になりました。町債の内容については、事項別明細書20ページ、21ページに記載されておりますが、前年比で減額になったものは、民生債が540万円の減で2,570万円、消防債は2億5,740万円の減で6,220万円、商工債8,130万円の減で1,530万円、臨時財政対策債で1,300万円の減で2億700万円となりました。

一方、増額になったものは、総務債が750万円の増で4,040万円、衛生債は皆増で1,580万円、農林水産業債は2,580万円の増で3,500万円、土木債が4,480万円の増で1億7,250万円、教育債が5,350万円の増で1億2,400万円となっております。

町債の歳入決算額に占める割合は8.4%で前年度比では1.9%の減となりました。

次に、歳出について申し上げます。歳出は、前年度決算額と比較して5億468万円、6.1%減の77億9,494万円となりました。

款別で増額となったものは、農林水産業費で決算額7億4,407万7,000円で7%の増、土木費で9億3,210万9,000円で15%の増、教育費では7億3,250万8,000円で6.1%の増であります。

一方、減少したものは、議会費で決算額8,431万3,000円で1.4%の減、総務費では13億8,616万7,000円で5.5%の減、民生費では18億5,641万2,000円で3.9%の減、衛生費では3億6,202万8,000円で4.6%の減、

労働費1,267万5,000円で1.1%の減、商工費では5億7,415万6,000円で13.7%の減、消防費で3億5,861万8,000円で40.5%の減、公債費7億3,972万8,000円で21.8%の減、諸支出金1,214万9,000円で8.8%の減となりました。なお、災害復旧費については平成30年度も支出はありませんでした。

次に、性質別歳出項目の状況について申し上げます。義務的経費の人件費、扶助費、公債費は、前年度決算額に比較し2億1,352万2,000円の減の28億9,721万4,000円であり、決算額に占める割合は37.2%で0.3ポイントの減であります。

投資的経費は、前年度より1億1,683万3,000円増の8億7,355万5,000円であり、歳出総額に占める割合は2.1ポイント増加し11.2%となりました。

次に、財政構造の弾力性について申し上げます。財政構造が町の行政需要に応えるような弾力性があるかどうかの経常収支比率は、前年度比で4ポイント上がって87.9%になっております。

次に、町債現在高について申し上げます。平成30年度末の町債現在高は81億4,884万2,000円で、前年度に比較して1,271万3,000円の増となりました。

次に、積立基金現在高について申し上げます。平成30年度末の現在高は、財政調整基金、減債基金、特定目的基金等を合わせて30億160万3,000円で、前年度より1億3,174万7,000円の増額になっております。

以上が一般会計であります。

続きまして、認第2号 平成30年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要について申し上げます。

決算規模は、歳入総額で前年度決算額より11.3%、2億2,813万7,000円減の17億9,361万9,000円で、歳出総額では前年度より6.4%、1億2,190万2,000円減の17億7,129万6,000円となりました。また、歳入歳出差引額、実質収支額はともに2,232万3,000円になりました。

なお、平成30年4月から国民健康保険制度の改正により、財政運営を県が担うこととなり、前年度の比較ができなくなった項目もございますので、ご注意ください。

歳入の主なものは、保険税で5.8%減の3億2,041万3,000円、県支出金は10億5,053万円、繰入金で2億8,696万6,000円、繰越金で1億2,855万9,000円などとなっております。

歳出の主なものでは、総務費で前年比21.8%減の4,316万1,000円、保険給付費で1.3%減の10億3,413万6,000円で、この保険給付費は歳出総額の58.4%に当たります。保険事業費で2,099万円、平成30年度より新設された国民健康保険事業費納付金で3億6,634万3,000円、諸支出金で3億641万円などとなっております。

続いて、認第3号 平成30年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算規模は、歳入総額で前年度決算額に比較し1.2%の減で7億5,615万2,000円、歳出総額は前年度に比較し1.3%減の7億5,034万4,000円であります。歳入歳出差引額、実質収支額ともに508万8,000円であります。

歳入の内容は、使用料及び手数料が前年比6万8,000円減の1億5,498万5,000円、繰入金3億7,800万円、前年度比0.1%の減、国庫支出金が9,276万円、9.6%の増、分担金及び負担金は931万9,000円で12%の減などとなっております。

歳出では、総務費9,451万5,000円で前年度比2.7%の増、下水道建設費が2億2,426万4,000円で7%の減、

公債費が4億3,156万5,000円で1.1%の増となっております。

次に、認第4号 平成30年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。決算規模は、歳入総額9,903万7,000円で前年度決算額より1.7%増となっております。歳出総額は、前年度決算額に比較し0.4%減で8,631万3,000円であります。歳入歳出差引額は1,272万4,000円、実質収支額も同額となっております。

歳入の内容は、使用料及び手数料が2,038万9,000円で前年度より2万2,000円の減、繰入金が6,800万円で100万円の減などとなっております。

歳出は、総務費2,632万円で前年度より37万8,000円の減、公債費5,999万3,000円で前年度と同額となっております。

続いて、認第5号 平成30年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。決算規模は、歳入総額で前年度決算額から2.7%増の19億4,846万円であり、歳出総額は前年度に比較し0.1%増の18億4,040万円であります。歳入歳出差引額、実質収支額ともに1億806万円であります。

歳入の内訳は、保険料が3億8,770万円で前年度比6.6%の増となりました。国庫支出金は4億9,059万7,000円で6.6%の増、支払基金交付金は4億8,213万6,000円で0.6%の減、県支出金2億5,464万9,000円で0.8%の増、繰入金は2億7,448万1,000円で2.7%の増、繰越金は5,866万2,000円で13.7%の減などとなりました。

歳出では、歳出総額の93.4%を占める保険給付費が17億1,974万3,000円であり、前年度と比較して259万1,000円、0.2%の減となりました。

以下、総務費2,940万6,000円、基金積立金9万4,000円、地域支援事業費6,816万2,000円、諸支出金は2,299万5,000円となっております。

最後に、認第6号 平成30年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について申し上げます。決算規模は、歳入総額で前年度から0.2%減の1億7,701万3,000円であり、歳出総額は前年度決算額から1.1%増の1億7,400万6,000円であります。歳入歳出差引額、実質収支額は同額の300万7,000円であります。

歳入の内容は、後期高齢者医療保険料が9,906万2,000円、前年比0.7%の減、繰入金は一般会計から7,189万8,000円、2.2%の減で、この2つの項目で歳入の96.6%を占めております。

歳出は、歳出総額の96.1%を占める後期高齢者医療広域連合納付金が1億6,720万8,000円あります。その他、諸支出金が606万円などとなっております。

以上、平成30年度の一般会計ほか5つの特別会計について決算の概要をご説明申し上げます。

なお、一般会計の財政分析等の結果については、行政報告書にも記載されておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

また、詳細については、審議の過程で所管の課長をもって説明させていただきます。

以上でございます。

議長(土門治明君) ここで会議時間の延長をお諮りいたします。

本日の日程が終了するまで会議を延長することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(土門治明君) ご異議なしと認めます。

本日の日程が終了するまで会議を延長することに決しました。

続いて、水道事業会計の決算の概要について、企業出納員の地域生活課長より説明を求めます。

畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） それでは、平成30年度遊佐町水道事業会計決算の概要についてご説明申し上げます。

まず、水道事業の実態について申し上げます。

決算書の12ページ及び18ページをごらんください。

現在給水人口は1万3,613人で、普及率は99.5%となっております。

給水状況は、年間総配水量が168万7,072立方メートル、1日平均で4,622立方メートルとなりました。年間総有収水量は123万2,888立方メートルで、有収率は73.1%となり、前年度より8.3%の減となりました。

人口の減少に伴い、総配水量、有収水量ともに減少傾向であることに加え、箇所不明で修繕に時間を要した官地の大規模漏水や前年度に引き続き冬期間の宅内での漏水が発生し、有収率が大きく低下する形となりました。

給水原価は276円61銭で、供給単価の271円92銭に比較し、5円69銭の給水原価高となっております。前年度比では、給水原価が9円12銭の増、供給単価が0円92銭の減となっております。施設の資産、減価償却費が収益に対して非常に大きいことと、先ほど述べました漏水による多量の発生が給水原価が増大させる原因となっております。

次に、収益的収支について申し上げます。

決算書の19ページ、20ページに加え、24ページからの明細書もあわせてごらんいただきたいと思います。

収益の総額は4億3,877,638円で、その内訳は、営業収益が3億6,000万5,139円、そのうち給水収益は3億3,401万2,108円、営業外収益が4,038万2,499円となっております。営業外収益の主なものとしては、下水道使用料徴収負担金、水道加入金、長期前受金戻入益等になります。

これに対する事業費用について申し上げます。

20ページに加え、26、27ページをごらんください。

費用の総額は3億8,841万2,332円で、そのうち営業費用が3億4,542万9,175円で、そのうち取水配水給水費が9,596万8,280円、総経費が3,957万6,678円、減価償却費が1億8,853万2,437円などとなっております。営業外費用が4,278万1,832円で、企業債の利息や償還や消費税などになります。

収益的収支の差し引きは、当年度の損益計算において1,197万5,306円の純利益となります。

次に、資本的収支について申し上げます。

28ページをごらんください。

収入総額は2億1,718万6,000円で、そのうち企業債が1億7,500万円、平津配水池の耐震化事業に対し交付された国庫補助金が2,718万6,000円、企業債の元金償還に対する一般会計からの繰入金1,500万円となります。

支出総額は4億639万5,267円で、その内訳は建設改良費が2億5,273万1,400円、企業債償還金が1億5,366万3,867円となっております。

建設改良費の主なものは、老朽管更新事業、平津配水池の更新事業になります。詳細につきましては、16ページ、17ページの工事調書及び委託調書をごらんください。

なお、資本的収支の差引不足額 1億8,920万9,267円の措置については、3ページ及び29ページに記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額1,065万4,816円、当年度損益勘定留保資金 1億449万5,136円、過年度分損益勘定留保資金3,401万489円及び建設改良積立金取り崩し4,004万8,826円をもって補填しております。

次に、貸借対照表については8ページから10ページまでのとおりとなっております。資産の部、流動資産のうち未収金について、消費税還付相当額が314万8,500円、残りの3,412万288円が料金未収金になります。また、資本の部、剰余金のうち未処理利益剰余金については全額が建設改良積立金の取り崩しにより発生したもので、当年度純利益とは区別して記載しております。

次に、キャッシュフロー計算書の内容になります。22ページと23ページをごらんください。減価償却費 1億8,853万2,437円及び資産減耗費582万2,393円については、現金を伴う歳出ではないため計算上プラスとなります。また、未収金及び未払い金の減少や企業債による収入などがあり、現金預金は期首から増加しています。

最後に、企業債の状況について申し上げます。31ページ、32ページをごらんください。当年度の企業債償還分を差し引いた年度末の未償還残高は、上水道分で12億4,826万8,234円、旧簡易水道分で3億5,740万1,692円、合計で16億566万9,926円となっております。償還については、平成31年、令和元年度にピークを迎えます。また、さきに述べました企業債に対する一般会計からの繰り入れについては、統合前の旧簡易水道事業で借り入れたものに対してのみになります。

以上、平成30年度遊佐町水道会計決算についての概要を申し上げます。よろしくご審議の上認定くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（土門治明君） 次に、決算審査の概要について、代表監査委員より説明を求めます。

金野代表監査委員。

代表監査委員（金野周悦君） 私から、平成30年度遊佐町一般会計並びに特別会計、水道事業会計の決算審査結果を審査意見書から要点を抜粋し、その概要をご報告申し上げます。

なお、計数については会計管理者並びに企業出納員の報告と重複するところがあると思いますが、ご了承願います。

審査は、町長より提出されました平成30年度遊佐町水道事業会計の歳入歳出決算、平成30年度遊佐町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算をそれぞれ事項別明細書並びに関係諸帳簿、証票等を詳細に照合し、審査した結果、計数はいずれも符合し、誤りのないものと認められました。

また、財政健全化法による健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、いずれも適正と認められました。

詳細については、審査意見書記述のとおりでございますが、一般会計及び各特別会計の結びに、各会計ごとに意見、要望を付してございますので、決算審査に当たり、参考にさせていただければ幸いと存じます。

なお、1,000円未満を四捨五入により小計、合計の調整から数値に若干の差異が生じる場合がありますの

で、ご了承願います。

審査意見書の概要を申し上げます。

平成30年度決算は、財政指標について、経費削減等の努力により年々改善されてきております。

収納未済額については、平成26年度から5年間の内容を見ると、不納欠損処理後の金額は減少傾向にあります。公平公正を基本に収納率の向上には引き続き努力されますようお願いいたします。

それでは、審査意見書のほうをページ数をお示しして説明をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

まず、一般会計について申し上げます。一般会計は、審査意見書の8ページをごらんください。

平成30年度の遊佐町一般会計決算は、歳入総額83億2,371万5,311円、歳出総額77億9,494万444円、差引残額5億2,877万4,864円になります。

これを前年度と比較すると、歳入で4億7,647万3,340円、5.4%の減、歳出で5億468万86円、6.1%の減となっております。

以下、一般会計及び特別会計については1,000円単位で申し上げます。

9ページをごらんください。平成30年度の決算額を財政収支の状況から見ると、歳入歳出差引額5億2,877万5,000円から翌年度へ繰り越すべき財源6,746万7,000円を差し引いた額4億6,130万8,000円が実質収支となります。

さらに、実質収支から前年度実質収支を差し引いた単年度収支は2,636万6,000円の黒字となっております。単年度収支に財政調整基金積立金2億1,848万6,000円と繰上償還金3,900万円を加えた額を差し引いた実質単年度収支は2億4,875万2,000円の黒字となっております。

次、10ページ、性質別歳出状況のその他の経費が歳出総額に占める割合は51.6%で、前年度に比較し1.8ポイントの減、投資的経費は11.2%で、前年度に比較し2.1ポイントの増、義務的経費は37.2%で前年度に比較し0.3ポイントの減となっております。

次、11ページをごらんください。税など一般財源の充当状況の中で義務的経費に占める割合は37.6%で、前年度に比較し2.0ポイント減となっており、投資的経費は6.2%で前年度に比較し1.9ポイントの増となっております。

平成30年度は繰入金、地方消費税交付金等の増額により、繰上償還金が3,900万円、形式収支額5億2,877万5,000円の黒字となり、多岐にわたる行政需要に対応しつつも堅実な財政運営がなされたよううかがえます。簡素で効率的な行政システム、健全な財政運営に引き続き努められるようお願いいたします。

次に、特別会計について申し上げます。24ページをごらんください。

国民健康保険特別会計の決算は、歳入総額で17億9,361万9,000円、歳出総額で17億7,129万6,000円、差引額2,232万3,000円となっております。

決算額を前年度と比較すると、歳入で2億2,813万7,000円、11.3%の減、歳出で1億2,190万2,000円、6.4%の減となっております。

なお、国保税が前年度比5.8%の減となっておりますが、被保険者数の減少と医療給付費の伸びている中で、国保税の収入未済額が5,544万3,000円となっており、疾病の予防等保健事業の充実とともに収納率の向上に向けて一層の努力を望みます。

次に、公共下水道事業特別会計の決算は、歳入総額で7億5,615万2,000円、歳出総額で7億5,034万4,000円、差引額580万8,000円となっております。

決算額を前年度と比較すると、歳入で933万円、1.2%の減、歳出で961万1,000円、1.3%の減となっております。

平成30年度公共下水道事業債残高は元金が46億2,750万8,000円であり、今後施設の老朽化により維持修繕費の増高も見込まれる中、適切な事業計画のもとに接続率の向上及び使用料収入未済額の解消に努められるよう望みます。

次に、地域集落排水事業特別会計の決算は、歳入総額で9,903万8,000円、歳出総額で8,631万3,000円、差引額1,272万5,000円となっております。

決算額を前年度と比較すると、歳入で169万8,000円、1.7%の増、歳出で37万8,000円、0.4%の減となっております。

今後一層接続率の向上と収入未済額の解消に努められるよう望みます。

次に、26ページ、介護保険特別会計の決算は、歳入総額で19億4,846万円、歳出総額で18億4,040万円、差引額1億806万円となっております。

決算額を前年度と比較すると、歳入で5,099万6,000円、2.7%の増、歳出で159万円、0.1%の増となっております。

収納率の向上に向けて一層の努力を望みます。

次に、27ページ、後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入総額で1億7,701万3,000円、歳出総額で1億7,400万6,000円、差引額300万7,000円となっております。

決算額を前年度と比較すると、歳入で40万1,000円、0.2%の減、歳出で185万円、1.1%の増となっております。

収納率の向上に向けて一層の努力を望みます。

高齢者福祉の充実を期したこの制度が、さらなる制度の充実を期待したいと思います。

以上のとおり、各特別会計の収支状況は、形式収支、実質収支ともに黒字決算であり、当局の行財政運営に配慮された結果と評価いたします。

次に、水道事業会計決算の審査について申し上げます。水道事業の決算書の7ページをごらんください。

平成30年度の事業収益は4億38万7,000円、事業費用が3億8,841万2,000円で、差引額1,197万5,000円が純利益となっております。

次は11ページです。当該年度の総配水量は、168万7,072立方メートルで、前年度比15万258立方メートル、9.8%の増、有収水量は123万2,880立方メートルで前年度比1万8,284立方メートル、1.5%の減であり、有収率は73.1%で前年度比8.3ポイントの減となっております。

また、施設利用率は62.5%で、前年度に比較して5.6ポイントの増となっております。

次、資本的収支、4ページです。資本的収支では、収入が2億1,718万6,000円、支出が4億639万5,267円、差引不足額1億8,920万9,267円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,065万4,816円、当年度分損益勘定留保資金1億449万5,136円、過年度分損益勘定留保資金3,401万489円、当年度分建設改良積立金の取り崩し4,004万8,826円にて補填されております。



なお、平成30年度の使用料の収納率が向上したことは評価されるところであり、今後とも経営のさらなる安定のために維持管理費の節減や未収金の回収に努められるよう望みます。

最後に、財政健全化法による健全化判断比率について申し上げます。別冊になっております。意見書のほうです。財政健全化法による健全化判断比率について申し上げます。まず、実質赤字比率については実質収支額も黒字であり、実質収支比率についてもプラスとなっています。

また、連結実質赤字比率では、一般会計、公営事業会計及び公営企業会計の各会計の実質収支額が黒字となっているため、実質赤字比率及び連結赤字比率はなしとされるものであります。

実質公債費比率は8.4%で、早期健全化基準25.0%を下回っています。将来負担比率49.3%で、早期健全化基準350%を下回っています。

次に、水道事業会計については、水道事業会計の決算審査意見書の一番後ろのほうについておりますが、実質収支額が黒字となっているため、資金不足比率はなしとなっています。

以上、平成30年度遊佐町一般会計、各特別会計と水道事業会計の歳入、歳出決算審査及び財政健全化法による健全化判断比率及び資金不足比率について概要を申し上げましたが、詳細はお手元の審査意見書のとおりでございます。

以上申し上げまして決算審査の概要報告を終わります。

議長（土門治明君） 次に、日程第17、決算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

議第59号 平成30年度遊佐町各会計歳入歳出決算7件については、恒例により小職を除く議員11名による決算審査特別委員会を構成し、審査を行うことにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、会議規則第39条の規定に基づき、決算審査特別委員会に付託し、審査することに決しました。

お諮りいたします。それでは、決算審査特別委員会委員長に文教産建常任委員会委員長の齋藤武議員、同副委員長に本間知広議員を指名いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員長に齋藤武議員、同副委員長には本間知広議員と決しました。

決算審査特別委員会が終了するまで本会議を延会いたします。

（午後5時21分）